

調達第12号
平成22年6月10日

各所属長 殿

県土整備局企画調整部経理課長
会計局調達課長

競争入札参加資格認定を受けていない業者が不適正経理に関与した
場合の対応について（通知）

不適切経理処理の再発防止の一環として、不適正経理処理に関与した競争入札参加資格認定を受けていない業者に対する扱いについて次のとおり定めましたので、契約事務について遺漏のないようお願いいたします。

1 対象業者	競争入札参加資格認定を受けていない者	
2 排除要件	県職員による不適正な経理処理（「預け金」、「差し替え」など）に関与したとき	
3 排除期間	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与し、重大な影響を与えたとき	12か月
	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与したとき	3か月
4 排除に伴う契約の制限	契約締結権者は、排除期間中の業者を随意契約の相手方としてはならない。	
5 報告	契約締結権者は、排除要件に該当すると思われる事項が発生したときは、県土整備局長（工事・コンサルに係るもの）又は会計局長（物品・一般委託に係るもの）あて書面により報告するものとする。	

問い合わせ先

経理第二グループ

高崎 内線6083

資格審査グループ

小林 内線6721